

令和7年10月10日施行

秋田県 拉致問題等の早期解決に向けた 施策の推進に関する条例

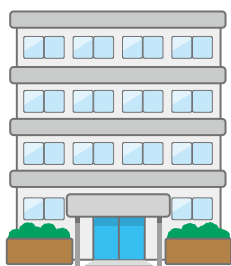
「拉致問題等」とは

北朝鮮による拉致被害者等の問題及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る問題

拉致問題等の解決は、第一に拉致被害者等の安全確保及び早期帰国を実現し、彼らが一日も早くその家族や友人、その帰りを待つ全ての人との再会を果たすことです。

ここに私たちは、県、市町村、学校その他教育機関及び警察の責務を明示し、県を挙げてこの問題に向き合い、早期解決に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定しました。（条例前文より）

県の責務



国や市町村と連携し、県民の理解の増進と解決に向けた気運の醸成を図るために施策を推進します。

学校等の役割



授業その他の教育活動において、拉致問題等に関する関心と理解を深めるために必要な取組を行うよう努めます。

警察等の役割



拉致問題等に関する関心と理解を深め、その解決に向けた気運が醸成されるよう警察職員への研修その他必要な措置を講ずるよう努めます。

市町村の役割



県と連携を図りつつ、国民世論の啓発を図るよう努めます。

県民の役割



拉致問題等に関する関心と理解を深めるよう努めます。

